

昭和五十九年八月八日提出  
質問第五三三号

カイロプラクティックの規制に関する再質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十九年八月八日

提出者 小沢貞孝

衆議院議長 福永健司 殿

カイロプラクティックの規制に関する再質問主意書

先般のカイロプラクティックの規制に関する質問の答弁書を受領した。答弁書によると、「現在、カイロプラクティックの名称の下に行われている行為には各種のものがあり、必ずしも一様ではないが、個々にみて人の健康に害を及ぼすおそれがあると判断される医業類似行為については、現に取締りの対象としているところである」とあるが、この答弁について、次のとおり再質問する。

現に取締りの対象とした医業類似行為を具体的に明示されたい。

右質問する。